

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月30日

(あて先) 岐阜市長



提出者

住 所 岐阜県大垣市新田町五丁目22番地

氏 名 株式会社 研木村

代表取締役 木村 順一

電話番号 0584-89-7195

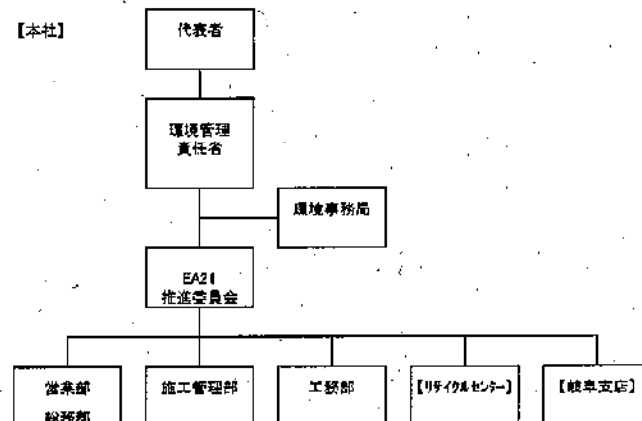
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岐阜市内現場
事業場の所在地	岐阜市地内
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	解体工事業
②事業の規模	元請工事 215,159千円
③従業員数	29人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	公共及び民間工事の、解体工事の施工に伴い発生 ・がれき類：自社中間処理場にて破碎、再資源化 ・廃プラスチック類：自社中間処理場にて破碎、再生処理業者に委託 ・ガラス陶磁器くず：自社中間処理場にて破碎、再生処理業者に委託 ・木くず：自社中間処理場にて破碎、再生処理業者に委託 ：自社中間処理場にて焼却、燃え殻は最終処分場(埋立)へ ・紙くず自社中間処理場にて破碎、再生処理業者に委託 ・繊維くず自社中間処理場にて破碎、再生処理業者に委託 ・石綿含有廃棄物：自社積替保管施設を経由、最終処分場(埋立)へ

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	木くず
	排出量	1234 t	21 t
	（これまでに実施した取組） ・解体工事で発生する産業廃棄物の排出抑制は容易ではないが、施工中の無駄な斫りを減らし減量化を行った。 ・分別解体を徹底し混合廃棄物を削減し再資源化を促進、埋立最終処分量の減量化を行った。 ・現場の巡視活動を実施し、直接指導した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	木くず
	排出量	900 t	10 t
	（今後実施する予定の取組） ・これまで行ってきた取り組みを今後も継続するとともに、再資源化率を向上させるため、再委託先の確認、選定を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・毎日の朝礼や毎月の定例会、安全衛生協議会などで作業員教育を実施。 ・がれき類、廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、廃石膏ボード、木くず、紙くず、繊維くずを分別し、混合廃棄物排出量の削減を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記の実施事項を継続して行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	木くず
	全 処 理 委 託 量	1234 t	21 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1234 t	21 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・再生利用業者への処理委託を行うとともに、分別解体を推進し最終 処分量の低減を図る。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	木くず
	全処理委託量	900 t	10 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	900 t	10 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への処理委託を行うとともに、分別解体を推進し最終処分量の低減を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。